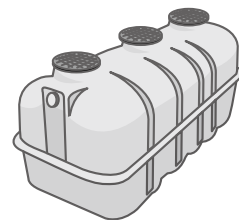


10月1日は浄化槽の日



浄化槽は維持管理が大切です。

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水进行处理する装置です。微生物が活動しやすい環境を保つため、保守点検・清掃・法定検査を定期的に行うことが義務付けられています。

●正しい使い方

- ①水は適正量使しましょう ②洗剤は適正量使しましょう ③トイレットペーパー以外の紙は流さないでください
- ④浄化槽の電源は切らないでください ⑤油や野菜くずを流さないでください

●保守点検(年に3回以上)

機械の点検・調整、補修や消毒薬の補給などを行います。委託する場合は、県知事に登録を受けた保守点検業者に委託してください。

●清掃(1年に1回以上)

浄化槽内に溜まった汚泥などの抜き取りや内部設備の洗浄を行います。清掃は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

※保守点検をしても、清掃が必要です。両方が適正実施されていないと浄化槽は性能を発揮することができません。

●法定検査

設置後最初の検査(7条検査)と毎年実施する検査(11条検査)が義務づけられています。いずれも県の指定検査機関が検査します。手続きは、保守点検業者や清掃業者に代行を依頼することもできます。

※浄化槽の使用を休止又は廃止したときは、必ず嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所に届け出てください。(☎0948-21-4975)

●問合せ 下水道課 管理係 (☎内線 2241)

※令和3年度より問合せ先が 市民環境部 環境整備課 から企業局 下水道課 へ変更となっています。

市有土地・建物を一般競争入札方式で売払い

●売払物件(旧徳前保育所)

物件	所在地	地目、構造	面積(m ²)	最低売払価格(円)
1	(土地) 東徳前168番1	(台帳地目) 宅地	(実測面積) 1,071.08	18,600,000
	(建物) 東徳前168番地1	(構造) 鉄筋コンクリート造2階建	(延床面積) 648.34	

※土地価格から建物の解体費用を控除した額

- ・入札と物件の詳細は、財産活用課、各支所、各地区交流センターなどに備付けのパンフレットで確認してください。なお、市ホームページからもダウンロードできます。
- ・物件は、現状有姿(物件内の備品等を含む)での売払いです。各自で物件を確認したうえで申し込みください。

●申込期間・入札日時・場所

申込期間	入札説明会	入札	場所
10月18日(月)～27日(水)	11月22日(月)		市役所 本庁 4階 入札室
	午前11時～	午後1時30分～	

・入札保証金納付厳守・時間厳守・会場施錠

- 申込み・問合せ 財産活用課財産管理係(☎内線1412) メールアドレス:zaisankatsuyou@city.iizuka.lg.jp
※参加申込書及び必要書類を添えて、財産活用課窓口でお申し込みください。